

Tokyo Taiju

大樹

Law offices

NO.60



明けましておめでとうございます。

皆様は新しい年をどのようにお迎えになつたでしょうか。

日本では内外ともに種々の課題を持ち、また多難ですが、事務所では皆が元気で新年を迎えるました。

年の初めに初心に立ち返つて思うことは、我々の基本的使命を如何にすれば生かすことが出来るか、です。事務所の課題は、基本的には、弁護士法に従つて日常業務を誠実におこない、併せて、構成員それぞれが、弁護士及び弁護士会の社会的使命を忘れずに、様々な意味で優れた、いい仕事を重ねることでしょう。何がいい仕事か、それは常に反芻すべき、常に新たなる課題です。



昨年秋、井堀弁護士が独立して新しい事務所を作り、年末には佐々木弁護士が新たに事務所に加わりました。それが新鮮な気持で、今後も着実な歩みを続け、周囲にも良い刺激を与えてくれるものと期待しています。

事務所の先輩から後輩へ、事務所の心を担つた若者は新しい伝統を作つていってくれます。大樹の切り株から新しい芽が出て生長するように、またこれらが総合して大樹となるように、木は生長して行きます。年輪の形成と蓄積が繰り返されて、事務所全体としては、樹木のような、健康な、内実を伴つた大樹のような生長を続けたいと念願しています。今年もよろしくお願い申し上げます。

樹木の生長と大樹と

弁護士 松浦 基之



TOKYO大樹法律事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目26番1号 長田屋ビル5階
TEL 03-3354-9661(代表) FAX 03-3354-3324

事件紹介

市立甲府病院 放射性医薬品過剰投与事件

弁護士 濱野 泰嘉



4年前、平成24年1月発行の「大樹」で報告しましたが、市立甲府病院で12年間、子どもに放射性医薬品が過剰投与されていた事件に、被害者の会の代理人として関わってきました。その事件が、平成27年10月、事件公表から4年を経て、被害者と甲府市との間で示談書を締結し、甲府市長と病院長が被害者家族と面談の上、謝罪するというかたちで、ようやく「二区切り」を迎えることができました。

この事件、一言でいって「真相究明と事故調査委員会設置を求める闘い」だったと思ひます。医療事故被害者が求めるものとして、①原状回復、②真相究明、③反省謝罪、④再発防止、⑤適正な損害賠償の5つが挙げられます。ですが、被害者家族からも「子どもの身体を元に戻して欲しい。それができないなら、なぜ何があったのか、どうして起きたのか、これまでからどうなるのか、しっかりと説明して欲しい」という声を何度も聞きました。

そこで、被害者の会と弁護団は、甲府市に病院外の専門家による事故調査委員会を設置させ、あらためて本件の事実経過、過剰投与の原因、長期間継続した原因、被害者に投与された投与量、その身体的影響などを調査させて、甲府市と病院の法的責任を明確にし、その上で、再発防止や被害補償を求めていくことにしました。

ただ、甲府市や病院の事故調査委員会設置への抵抗は強く、ようやく調査委員会が設置されました。

事件紹介

弁護士 近藤・博徳

日本とロシアの国籍法にまつわる事件のお話。



日本の国籍法は、「日本人から生まれた子は日本人」という制度（血統主義といいます）を採っています。ロシアも同じく血統主義です。そこで、日本人とロシア人の夫婦は当然、自分たちの子どもは日本とロシアの二重国籍だと信じ、ロシア大使館に出生の届出に行きました。

ところが、ロシアの法律は、「外国で生まれたロシア人と外国人の子はロシア国籍を取得しない」、その代わり「簡易な届出によってロシア国籍を取得できる」としています。先の両親は、出生届のつもりが知らないうちにこの「簡易な国籍取得の届出」をしてしまっていました。

この子どもは、生まれたときは日本国籍を届出によって取得したことになります。ところが、日本の法律は「自分の意思で外国籍を取得した場合、日本国籍は自動的に喪失する」と定めています。つまりこの子どもは日本国籍を失った、これにして日本国籍を失ったとされる子どもがたくさんいると言われています。日本国籍がなくなつた子どもは、戸籍から抹消されるだけでなく、在留資格もないで「オーバーステイ外国人」として



「バタハラ対策プロジェクト」を始めました

弁護士 岩田・整

昨年5月に知人が立ち上げた「バタハラ対策プロジェクト」の活動が

私の中の流行りとなっています。そのため、子どもにかかる医療費補助の返還を請求された方もいるそうです。また、外国に行き、帰国した際に空港で子どもだけ入国を拒否される、という事態も起こりかねません。

我が子が日本国籍を失った、と言われた両親、特に日本人の親御さんは大変なショックを受けつつ、対応を迫られました。納得できないまま帰化申請をする方、今のところは戸籍もパスポートも問題ないとしてこのままやり過ごすとする方。けれども、「もともとロシア国籍を持っていると信じていたのだから、新たにロシア国籍を取得する意思などなかった」と主張する方もあります。私たちはいま、弁護団を組んでこの方を応援し裁判に臨んでいます。

日本人の子として日本で生まれ、日本に暮らしているのに、いつの間にか日本国籍を失っている、なんとあまりにも理不尽な話です。私たちは普段「国籍」を意識しませんが、事件が起こつてみると国籍の大切さを改めて感じます。同時に、こんなに簡単に国籍を奪ってしまう制度が果たして正しい制度なのか、考え直してみなければなりませんと感じています。

置されたのは平成25年5月のことでした。その間、市長面談3回、議員請願1回、署名活動1万筆以上、病院との協議10回などを行い、日本核医学会に要請書を提出して理事と面談し、学会からも甲府市に事故調査委員会設置を要請するよう働きかけたこともありました。弁護団は東京7人、甲府1人の弁護士で取り組みましたが、東京の弁護士は必ずさ回数券を買い、新宿と甲府の間を50回以上も往復しました。

事故調査委員会は、被害者、関係者のヒアリングを行い（残念ながら、過剰投与を主導した放射線技師長補佐は平成24年死亡のため聴取できませんでしたが）、平成26年3月に報告書を完成させました。その内容は、病院の構造的な問題を指摘し、主導した技師長補佐だけでなく医師の責任を明確にし、さらには再発防止策にも言及するなど、とても意義深いものでした。

その後、甲府市との協議を1年半かけて15回行い、平成27年9月の市議会で予算承認を得て、平成27年10月に示談書の締結に至りました。示談書では、甲府市と病院が法的責任を認めて謝罪するほか、年2回50年にわたる無料の定期検査と異常値が出た場合の無料の精密検査の実施、消滅時効・除斥期間の不行使、金銭賠償などが盛り込まれました。

また、甲府市・病院は、再発防止に向けた取り組みを行うこと、検査結果の調査・分析・検討を行うこと、年1回の定期協議を行うことなども約束しました。

ただ、冒頭で「二区切り」と述べたとおり、この事件はまだ「解決」ではありません。子どもたちの健康についての取り組みはまだ続ります。そのため、甲府市・病院との定期協議も年1回、開催していきます。弁護団としても、子どもたちの健康と将来のために、引き続き頑張っていきたいと思います。

スラジュさん強制送還死亡事件 控訴審結審のご報告

弁護士 安孫子 理良

2010年3月22日 ガーナ国籍のAbubakar Awudu Sura（スラジュさん）が、入国管理局による強制送還中に航空機内で死亡する事件が起きました。

2010年8月5日、スラジュさんの死亡は違法な制圧行為によるものであるとして、国家賠償請求訴訟が提起されました。第一審は2014年3月19日に賠償を認め、判決を言い渡しました。判決は、制圧行為の違法性を認め、国の責任を認め、国が「強制送還」ではなく「強制送還」である画期的な判決ではあります。他方で、死亡の損害賠償であるにもかかわらず、認容金額が約500万円にとどまるものでした。

第一審に對し、国が控訴したことから、スラジュさん側も控訴し、事件の審理は控訴審に移行しました。控訴審より、私も弁護団に加わり、訴訟活動に参加させていただきました。

スラジュさん側は、控訴審において、原審の損害額の評価は不当に低いものであるとして外国人であるスラジュさんの死による逸失利益の算定方法を争いました。また、一審判決は、スラジュさんが強制送還に抵抗したこと等を指摘して、5割の過失相殺を認めましたが、この判断の不當性も指摘しました。

控訴審は、2015年11月18日に結審し、2016年1月18日に判決言い渡し期日が指定されました。

最終口頭弁論期日では、遺族であるスラジュさんの妻が、「夫を返してください」と涙ながらに訴えました。國によるスラジュさんの強制送還の態様は、座席に座ったスラジュさんの手足に手錠をし、結束バンドで両手とズボンを留められ、タオルで猿ぐつわをされ、前屈みに押さえられたというもので、あまりに非人道的な態度でした。控訴審において正義にかなう判決が出される」と願っています。



弁護士 安孫子 理良

国側は、第一審判決が、スラジュさんの死因が制圧行為による窒息であると認定したのに對し、6人の協力医による意見書を提出し、スラジュさんの死因は基礎疾患を前提とする不整脈死で、予期できぬものであると争いました。これに対し、スラジュさん側は、一審で窒息死であるとの意見を述べた、イギリスのジョン・パーカー医師に意見を再度求め、国の主張に反論しました。

2015年9月には、名古屋で、法医学者である勝又医師の証人尋問が行われ、死で死亡の損害賠償であるにもかかわらず、認容金額が約500万円にとどまるものでした。

一審判決に対し、国が控訴したことから、スラジュさん側も控訴し、事件の審理は控訴審に移行しました。

控訴審より、私も弁護団に加わり、訴訟活動に参加させていただきました。

スラジュさん側は、控訴審において、原審の損害額の評価は不当に低いものであるとして外国人であるスラジュさんの死による逸失利益の算定方法を争いました。また、一審判決は、スラジュさんが強制送還に抵抗したこと等を指摘して、5割の過失相殺を認めましたが、この判断の不當性も指摘しました。

控訴審は、2015年11月18日に結審し、2016年1月18日に判決言い渡し期日が指定されました。

最終口頭弁論期日では、遺族であるスラジュさんの妻が、「夫を返してください」と涙ながらに訴えました。國によるスラジュさんの強制送還の態様は、座席に座ったスラジュさんの手足に手錠をし、結束バンドで両手とズボンを留められ、タオルで猿ぐつわをされ、前屈みに押さえられたというものです。あまりに非人道的な態度でした。控訴審において正義にかなう判決が出される」と願っています。

景には、世の中に根強く残る、「男性は外で仕事をし、育児・家事については女性に任せておくべきである」などといった性別役割分担意識があります。

第一子の出産をきっかけに62%もの女性労働者が仕事を辞めています。その一方、子どもが生まれたからといって仕事を辞めた男性労働者はほとんどいないはずです。このアンバランスな数字は、世の中にある性別役割分担意識の表れの一つかなでです。

事業主の目で見ると、育児をする女性労働者の雇用管理にかける物心両面のエネルギーは、自社の人材の能力開発と活用に向けられているのですが、その女性労働者の夫を雇用する会社に対する意図せざる援助となっている面もあります。育児を社会全体で支えるために、企業間の負担を調整する政策対応も検討されてよいと思います。

「バタハラ対策プロジェクト」は、性別にかかわらず誰もが育児しやすく働きやすい職場を作るために、調査、啓発等の活動に取り組んでいます。同プロジェクトのホームページからアンケートに回答するなどして、ご協力下さいますと嬉しいです。



Lawyers column

タワマン
弁護士 木下 泉



事務所のすぐ近くに
55階建ての
高層マンシヨンが完成

した。いわゆるタワマンである。都心にあるタワマンは成功の象徴の様だが、上層階は外国人と節税目的の富裕層が所有し、それより下の階は普通の庶民が所有すると言われている。高級賃貸として運用されることも多い。タワマンの麓を毎日歩いているが、なぜか上層部がライトアップされる。敷地には噴水や人工の滝らしきものが流れ、ゴージャスである。でも、ついつい、この電気代や水道代は所有者が負担するんだけど、いつまで持つかなあ、区分所有者の合意形成は大変だろうなと考えてしまう。10メートル高くなると気圧が1hPa低くなる。200メートルだと20hPaだ。高層階に住むと、高速レベーターに乗って数分で低気圧の世界に入る。そしてその変化を日に数回、毎日、体験することになる。心配性の私は大丈夫なのだろうかと思ってしまう。短期間なら、あの上層階に住んで下々を睥睨してみたいとも思うが、やっぱり根っからの庶民の私には無理だと思つてしまつ。

弁護士として、この深刻な被害の救済に役立てないかと模索中です。

私は、福島原発事故が起きた直前の2010年12月に福島県で弁護士登録をしました。原発事故前には、仕事で福島県の太平洋沿いの浜通り地区に何度も足を運びましたが、自然が広がるのどかな風景が印象的でした。ところが、2011年3月11日に東日本大震災と福島原発事故が発生しました。

私は自身は、2014年4月に、医療事故事件に取り組むために東京に活動の場を移しました。東京に移つてからも、福島原発被害救済のための幾つかの弁護団活動に取り組むことになりました。避難者の話を聞き、福島県南相馬市や飯館村、浪江町といった避難区域にも現地調査に行きました。避難者は、事故から5年近く経つても先の見えない避難生活に疲れ切っていました。

昨年の「大樹」発刊作業からもう一年が経過したのかと思うと、月日の経つのは早いものだと改めて実感します。気付けばいい年齢になつてゐるはずです。

本年も、健康で働くことが出来ていてることに感謝しながら一年を過ごしていきたいと思います。(工)

入所挨拶

弁護士 佐々木 学



2015年11月よ

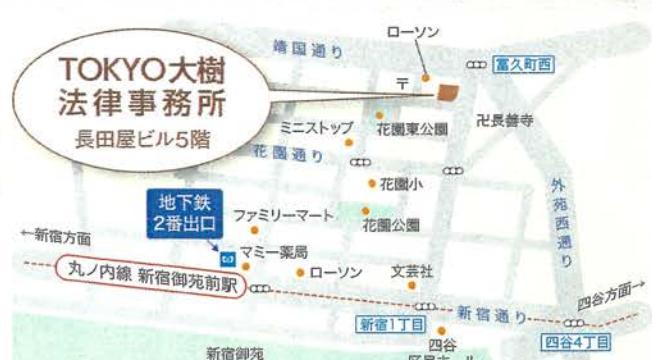
りTOKYO大樹法律事務所に入所しました。よろしくお願ひします。

▼我が家では二年の終わりに、「うちの重大ニュース・トップ10」を話し合つて決めています。夫や娘は毎年変化があり、振り返ると話が弾みます。私自身は「無病息災」を感謝しなければいけませんが、職場と家の往復だけで、変化のない日々だなあと実感するのです。

お年という30年来の趣味もありますが、今年は新しいことに挑戦して行きたいなと思っています。ボケ防止になるかも。(ミ)

▼関西に転居した娘家と、タブレット端末を使ってネット通信をしています。テレビ電話のようなものですが、こちらはいつものソファで不動で話しかけるばかり。一方の孫娘は子供部屋に移動して弟たちとふざけてみたり、家の外からレポートしてくれたり、縦横無尽に使いこなして。ロボットに掃除や介助をもらつたり、会話を楽しんだりと、子供の頃には未来の漫画だと思っていた生活が現実化してきています。(ラ)

編集後記



◆アクセス：地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅 2番出口 徒歩5分

ホームページはこちらです。 <http://www.tokyotaiju.com/>